

神奈川県剣道連盟  
 平成13年04月01日改定  
 平成16年06月24日改定  
 平成17年12月15日改定  
 平成20年12月04日改定  
 平成23年12月01日改定  
 平成24年04月01日改定  
 平成26年12月01日改定  
 平成28年06月09日改定

## 神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

**\* 受審規程の実施期間は 平成30年9月～平成31年2月 までとする。**

### <剣道 錬士・教士 審査受審規程>

		<神奈川県剣道連盟 審査規程>				<全剣連>	
称号	受審資格	受審日以前〔2年間〕に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数を受講印のある者 (錬士・教士 共通)		審査規程	審査規程	審査規程	審査規程
		日本剣道形講習会	審判法講習会				
錬士	六段取得後1年を経過した者	1回以上	1回以上	1回以上	無し	論文提出	<免 除>
	<特例> 五段取得後10年を経過 年令60才以上の者	1回以上	1回以上	1回以上			
	六段取得後1年を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	<免 除>	1回以上	1回以上			
教士	錬士七段取得者で、七段取得後2年を経過した者	1回以上	1回以上	1回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入 し 部会長の承認を受け る	学科試験	社会体育上級 <免 除>
	錬士七段取得者で、七段取得後2年を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 <免 除>	1回以上	1回以上			

### <神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会>

区分	日本剣道形	審判法	講習会(座学)
錬士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講
教士	指定された何本目かを 解説しなから行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う	社会体育(中・上級) 認定者 <免 除> 社会体育(上級) 認定者 <免 除>